|  |
| --- |
| 第３次東洋町定員適正化計画  （令和４年度～令和８年度）  町章.GIF  令和４年５月策定  東　洋　町 |

目　　　次

１．第３次東洋町定員適正化計画策定にあたって

２．定員管理の状況

（１）職員数の推移

３．条例定数と現員数との比較、部門別職員数の推移及び年齢構成

（１）条例定数と現員数との比較

（２）町職員の年齢構成

４．定員適正化計画の期間

５．対象職員

６．定員適正化計画の目標値及び年度別計画

７．定員適正化の方策

（１）組織・機構の見直し

（２）事務事業の見直し

（３）職員の適正配置

（４）職員研修と公務能率の向上

８．計画の公表

９．定員適正化計画の見直し

１．第３次東洋町定員適正化計画策定にあたって

本町は、平成２４年１２月に５年計画として、東洋町定員適正化計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、平成２９年８月には５年計画である第２次東洋町定員適正化計画（以下「第２次計画」という。）を策定しました。そして、具体的な目標値を定め、継続的に職員の定員管理の適正化を進めてきたところです。

第１次計画では、職員数を平成２４年度の６１人から平成２８年度には５５人と目標値を定め、取り組んだものの、定年退職者の集中期に対応できるよう職員採用を前倒ししたことにより、削減には至らず６１人となりました。そして、第２次計画では、第１次計画の職員数を５５人の目標値とし、削減努力をした結果、令和４年４月１日現在で職員数を５６人となりました。

本町では人口減少が進行し、平成２７年の国勢調査の２、５８４人から令和２年では、２，１９４人と３９０人も減少しており、また、自主財源が乏しく財政の大半を地方交付税が占めている本町では、新型コロナウイルスの感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻など、日本のみならず、世界の社会情勢の変化が、本町財政に与える影響は多大なものとなっています。

このような状況を踏まえながら、住民サービスの維持向上を図るためには、これまで以上に行財政改革を推進し、簡素で効率的な行政運営を進めていく必要があります。また、定年退職期において行政運営に弊害を生じさせないためにも、職員採用を長期的に計画することが必要となります。

今後も行財政改革の推進と併せ、職員年齢構成や分野別のバランスに配慮しつつ、計画的な職員採用を行い、組織の活性化と将来の組織を支える人材の確保の取り組みを進めていくことをねらいとし、「第３次東洋町定員適正化計画」を策定するものであります。

２．定員管理の状況

（１）職員数の推移

第1次計画（平成２４年度～平成２８年度）において、職員数を６人（約９．８％）削減し、５５名とする目標を設定しましたが、組織力の低下を招くことがないように定年退職者の集中期に対応できるよう職員採用を前倒ししたことや職員の年齢構成がいびつな状態にあったため、この計画中に平準化したことに加え、職員派遣による人員不足の対応などにより、計画策定時の６１人のままで、削減とはなりませんでした。

次に、第２次計画では、第１次計画と同様の職員数を目標値の５５人と設定した結果、令和４年４月１日現在で職員数を５人（約８．２％）削減し、職員数を５６人となりました。

（単位：人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
| 計画 |  |  |  |  | 55 |  |  |  |  | 55 |  |
| 職員数 | 61 | 54 | 57 | 57 | 61 | 57 | 64 | 61 | 59 | 57 | 56 |
| 退職者 | 9 | 2 | 3 | 3 | 7 | 0 | 7 | 3 | 4 | 4 |  |
| 採用者 | 2 | 5 | 3 | 7 | 3 | 7 | 4 | 1 | 2 | 3 |  |

※各年度の職員数は、４月１日現在の数値です。

※特別職及び教育長を除く。

３．条例定数と現員数との比較、部門別職員数の推移及び年齢構成

（１）条例定数と現員数との比較

令和４年４月１日現在における条例定数と現員数との比較は、条例定数７４人に対し、現員数５６人となっており、条例定数より１８人下回っています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 町長  部局 | 議　会  事務局 | 監査  委員 | 選挙管理  委員会 | 教　育  委員会 | 農　業  委員会 | 教育  機関 | 合　計 |
| 条例定数(A) | ５６ | ２ | 兼２ | 兼２ | ５ | １ | １０  兼1 | ７４  兼５ |
| 現員数(B) | ５０ | １ | 兼２ | 兼２ | ３ | 兼１ | ２ | ５６  兼５ |
| 差引(A)-(B) | -６ | -１ | ０ | ０ | -２ | -１ | -８ | -１８ |

（単位：人）

※現員数には特別職及び教育長を含まない。

（２）町職員の年齢構成

令和４年４月１日現在の職員の年齢構成は、次の表のとおりとなっています。

第２次計画期間の平成２９年度において、５０歳以上の職員が約２８％を占めていました。全体の年齢構成はおおむね平準化しており、今後も引き続き、定員管理と職員の年齢構成のバランスは慎重に行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年齢 | 人数 | 割合 |
| 24歳以下 | １ | 1.89% |
| 25～29歳 | ８ | 14.29% |
| 30～34歳 | ９ | 16.07% |
| 35～39歳 | ６ | 10.71% |
| 40～44歳 | ９ | 16.07% |
| 45～49歳 | ７ | 12.50% |
| 50～54歳 | １２ | 21.43% |
| 55歳以上 | ４ | 7.14% |
| 合　　計 | ５６ |  |

４．定員適正化計画の期間

本計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

５．対象職員

計画の対象期間は全部門［一般行政、特別行政（教育部門）及び公営企業等］の一般職とします。

６．定員適正化計画の目標値及び年度別計画

令和４年４月１日現在、東洋町の職員数５６人を、令和８年４月１日までに同様の５５人の職員数とします。

なお、今後の地方自治を取り巻く環境が大きく変化していく可能性があることに鑑み、年度別計画においても見直していくこととします。

〔年度別計画〕

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ｒ４ | Ｒ５ | Ｒ６ | Ｒ７ | Ｒ８ |
| 職員数（人）A | ５６ | ５８ | ５８ | ５６ | ５５ |
| 退職予定者数（人）B | ０ | ０ | ２ | １ | １ |
| 次年度採用予定者数(人)C | ２ | ０ | ０ | ０ | １ |
| 削減者数（人）(B-C)D | ０ | ０ | ２ | １ | ０ |
| 削減率（％）(D/A×100)E | - | - | 3.4% | 1.8% | - |

※職員数（人）Ａには、特別職及び教育長を除きます。

※職員数（人）Ａは、各年４月１日現在の数値です。

７．定員適正化の方策

（１）組織・機構の見直し

複雑・多様化する行政需要に的確に対応できるよう、簡素で効率的な業務執行体制となるよう弾力的に組織・機構の見直しを継続的に検討します。

（２）事務事業の見直し

行財政改革推進に合わせ、事務事業の見直しを継続的に行い、業務の効率化を図るとともに、外部委託、指定管理者制度の導入等の推進に努めます。

（３）職員の適性配置

新規行政需要や業務量の変化に柔軟に対応し、常に業務量に見合った適正な職員配置に努めます。

（４）職員研修と公務能率の向上

計画的かつ効果的な職員研修の実施により、職員の意識改革と資質向上を図り、公務能率向上に努めます。

８．計画の公表

定員適正化計画の進捗状況を町広報やホームページを通じて公表し、情報の公開・人事行政の透明性の向上を図ります。

９．定員適正化計画の見直し

本計画については、計画の進捗状況の変化のほか、行財政改革の進展に伴い必要に応じて逐次見直しを行うものとします。